志摩市専用水道等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)、三重県小規模水道条例(昭和41年三重県条例第40号。以下「条例」という。)及び三重県小規模水道条例施行規則(昭和41年三重県規則第47号。以下「条例施行規則」という。)に定めるもののほか、専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

- 第2条 法第32条の規定に基づき市長の確認を受けようとする者は、専用 水道布設工事設計確認申請書(様式第1号)により行うものとする。この場 合において、申請書の添付書類は、水道事業等の認可の手引き(平成23年 10月版)を参考とするものとする。
- 2 市長は、前項の工事設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合すると 認めたときは、専用(小規模)水道布設工事設計確認書(様式第 2 号)を交付す るものとする。
- 3 市長は、第 1 項の申請を受理した場合において、当該工事の工事設計が 法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認めたとき又は適合するか しないかを判断することができないときは、確認不適合通知書(様式第 3 号) により申請者にその旨を通知するものとする。

(記載事項の変更)

第3条 法第33条第3項の規定に基づく届出は、記載事項変更届出書(様式 第4号)により行うものとする。

(給水の開始)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定に基づく 届出は、給水開始届出書(様式第5号)により行うものとする。

(水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者)

- 第5条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定に基づき 水道技術管理者を設置し、又は変更したときは、水道(受託水道業務)技術 管理者設置(変更)報告書(様式第6号)により報告するものとする。
- 2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定に基づき

業務を受託した水道管理業務受託者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第3項の規定に基づき受託水道業務技術管理者を設置し、 又は変更したときは、受託水道業務技術管理者設置(変更)報告書(様式第6号)により委託を受けた専用水道設置者を経由して報告するものとする。 (水質検査)

第6条 法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定に基づき 実施した水質検査(ただし、規則第15条第1項第1号イに掲げる検査を除 く。)の結果が水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に 定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要 な対策を講じ、その結果を水質調査報告書(様式第7号)により報告するも のとする。

(健康診断)

- 第7条 法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定に基づき 健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、 その結果を健康診断報告書(様式第8号)により報告するものとする。 (給水の緊急停止の通報)
- 第8条 法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定に基づき 給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に通報するとともに、その内 容について速やかに水道事故報告書(様式第9号)により報告するものとす る。

(業務の委託)

- 第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定に基づく届出は、業務委託届出書(様式第10号)により行うものとする。 (断減水等の通報)
- 第 10 条 渇水、風水害、地震等により、水道に断減水等が生じたときは、 直ちに市長に通報するとともに、その内容について速やかに水道断減水等 状況報告書(様式第 11 号)により報告するものとする。
- 2 市長は、前項の通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。 (施設使用の報告)
- 第 11 条 既に設置されている水道施設が、供給内容等の変更により専用水道に該当するに至ったときは専用水道施設使用報告書(様式第 12 号)により報告するものとする。

(承継の報告)

第12条 専用水道を承継したものは、専用水道承継報告書(様式第13号)により報告するものとする。

(廃止の報告)

第13条 専用水道を廃止したときは、専用水道廃止報告書(様式第14号)により報告するものとする。

(設置及び変更の報告)

- 第 14 条 簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置報告書(様式第 15 号)により報告するものとする。
- 2 前項の報告書記載事項等に変更を生じたときは、簡易専用水道変更報告書(様式第 16 号)により報告するものとする。

(準用規定)

- 第 15 条 第 12 条及び第 13 条の規定は、簡易専用水道設置者について準用 する。この場合において、第 12 条及び第 13 条中「専用水道」とあるのは 「簡易専用水道」と読み替えるものとする。
- 第16条 第2条から第5条第1項まで、第6条から第8条まで及び第10 条から第 13 条までの規定は、小規模水道設置者について準用する。この 場合において、第2条第1項中「法第32条」とあるのは「条例第5条」 と、「専用水道布設工事設計確認申請書(様式第1号)」とあるのは「小規模 水道布設工事確認申請書(様式第 17 号)」と、第 2 条第 2 項及び第 3 項中「法 第5条」とあるのは「条例第4条」と、第3条中「法第33条第3項」と あるのは「条例施行規則第4条」と、「記載事項変更届出書(様式第4号)」 とあるのは「小規模水道布設工事確認事項変更届(様式第 18 号)」と、第 4 条中「法第34条第1項において準用する法第13条第1項」とあるのは「条 例第8条第1項」と、「給水開始届出書(様式第5号)」とあるのは「小規模 水道給水開始届(様式第19号)」と、第5条第1項中「法第34条第1項に おいて準用する法第 19 条第 1 項」とあるのは「条例第 9 条第 1 項」と、 「水道技術管理者」とあるのは「小規模水道管理者」と、「水道技術管理者 設置(変更)報告書(様式第6号)」とあるのは「小規模水道管理者設置(変更) 届(様式第20号)」と、第6条中「法第34条第1項において準用する法第 20 条第 1 項」とあるのは「条例第 10 条第 1 項」と、第 7 条中「法第 34 条第1項において準用する法第21条第1項」とあるのは「条例第11条第 1項」と、第8条中「法第34条第1項において準用する法第23条第1項」 とあるのは「条例第13条第1項」と、第11条から第13条までの規定中

「専用水道」とあるのは「小規模水道」と、第 13 条中「廃止」とあるのは「休止又は廃止」と、「専用水道廃止報告書(様式第 14 号)」とあるのは「小規模水道休止(廃止)届(様式第 21 号)」と読み替えるものとする。

(書類の提出)

第17条 書類の提出先、添付書類、提出部数等は、別表のとおりとする。 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第 17 条関係)

様式	規定	事項	根拠となる	添付書類	提出先	提出
			法令			部数
1	第2条	専用水道布設工	法第 32 条	・法第 33 条に規定す	水道総務課	1 部
		事設計確認申請		るもの		
		書		・規則第 53 条に規定		
				するもの		
2	第2条第	専用(小規模)水道	法第 32 条			
	2 項	確認書布設工事	条例第5条			
		設計確認書				
3	第2条第	確認不適合通知	法第33条第			
	3項	書	5項			
			条例第 6 条			
			第2項			
4	第3条	記載事項変更届	法第33条第		水道総務課	1 部
		出書	3項			
5	第4条	給水開始届出書	法第13条第	・水質検査結果書の写	水道総務課	1 部
			1項(第34条	l		
			第1項)	• 水道施設検査報告書		
				の写し		
6	第5条	水道(受託水道業	法第 19 条第	・水道技術管理者の履	水道総務課	1 部
		務)技術管理者設	1項(第34条	歴書		
		置(変更)報告書	第1項)	資格を有することを		
			法第 39 条第	証明できる書類		
			2項			_
7	第6条	水質調査報告書	法第 39 条第		水道総務課	1 部
	第 16 条		2項		(小規模水道	
			条例第 16 条		関連につい	
			第1項		ては、環境	
_	hts - t-		N. 565 - 5-3-1		課)	
8	第7条	健康診断報告書	法第 21 条第		水道総務課	1 部
	第 16 条		1項(第34条		(小規模水道	
			第1項)		関連につい	
			法第39条第		ては、環境	

			0.7E		⇒m \	
			2項		課)	
			条例第 11 条			
			第1項			
			条例第16条			
			第1項			
9	第8条	水道事故報告書	法第 23 条第		水道総務課	1部
	第 16 条		1項(第34条		(小規模水道	
			第1項)		関連につい	
			法第39条第		ては、環境	
			2項		課)	
			条例第 13 条			
			第1項			
			条例第 16 条			
			第1項			
10	第9条	業務委託届出書	法第 24 条の	・規則第 17 条の 4 に	水道総務課	1 部
			3 第 2 項(第	規定するもの		
			34条第1項)	• 委託契約書		
11	第 10 条	水道断減水等状	法第 39 条第		水道総務課	1 部
	第 16 条	況報告書	2項		小規模水道	
			条例第 16 条		関連につい	
			第1項		ては、環境課	
12	第 11 条	専用水道(小規模	法第 39 条第	・確認申請に準ずる書	水道総務課	1部
	第 16 条	水道)施設使用報	2項	類	(小規模水道	
		告書	条例第 16 条		関連につい	
			第1項		ては、環境	
					課)	
13	第 12 条	専用水道(簡易専	法第 39 条第		水道総務課	1部
	第 15 条	用水道、小規模水	2項及び第3		(小規模水	
	第 16 条	道)継承報告書	項		道関連につ	
			条例第 16 条		いては、環	
			第1項		境課)	
14	第 13 条	専用水道(簡易専	法第 39 条第	・確認書の写し	水道総務課	1 部
	第 15 条	用水道)廃止報告	2項及び第3			
		書	項			
15	第 14 条	簡易専用水道設	法第 39 条第	・施設の配置及び系統	水道総務課	1 部
	第1項	置報告書	3項	を明らかにした図面		
				・受水槽の周囲の構造		
				物の配置を明らかにし		
				た平面図		
16	第 14 条	簡易専用水道変	法第 39 条第		水道総務課	1 部
	第2項	更報告書	3項			
17	第 16 条	小規模水道布設	条例第5条	・条例第6条に規定す	環境課	1 部
		工事確認申請書		るもの		
				· 条例施行規則第3条		

				に規定するもの		
18	第 16 条	小規模水道布設	条例施行規		環境課	1 部
		工事確認事項変	則第4条			
		更届				
19	第 16 条	小規模水道給水	条例第 8 条	・水質検査結果書の写	環境課	1 部
		開始届	第1項	l		
				水道施設検査結果書		
				の写し		
20	第 16 条	小規模水道管理	条例第9条		環境課	1 部
		者設置(変更)届				
21	第 16 条	小規模水道休止	条例第7条	・確認書の写し	環境課	1 部
		(廃止)届				